

資料－6

令和8年2月26日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

【議事6】

うみがめの採捕についての指示について（協議）

うみがめの採捕についての指示について

1. 概要

「うみがめの採捕に係る委員会指示」について、委員会指示の更新とこれに伴う取扱要領及の改正を行う。

2. 改正内容

有効期間の更新（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）

3. 委員会指示（案）

別紙1のとおり

4. 取扱要領（案）

別紙2のとおり

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第 7-3 号

奄美大島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

（定義）

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。
（採捕等の制限）
- 2 奄美大島海区においては、うみがめ（うみがめの卵を含む。3、8及び9において同じ。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖の用に供しようとする者
 - (3) その他委員会が特に認める者（採捕期間の制限）
- 3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。
（雌のうみがめの採捕の禁止）
- 4 2の承認を受けた者であっても、雌のうみがめを採捕してはならない。
（承認証の交付）
- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
（承認証の携帯）
- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
（承認の取消し）
- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。
（取扱要領）
- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。
（所持又は販売の禁止）
- 9 2の承認を受けずに採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し、又は販売してはならない。
（指示の有効期間）
- 10 この指示の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領

奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-3号（以下「委員会指示」という。）に基づくうみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いは、委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。

（承認の申請）

第1 委員会指示の2の規定により、うみがめ（うみがめの卵を含む。以下同じ。）の採捕の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、うみがめ（の卵）採捕承認申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属する漁業協同組合の代表理事組合長の意見書
- (4) 漁業協同組合の組合員以外の者にあっては、申請者の居住する市町村の長の意見書
- (5) 印鑑証明書
- (6) その他委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、委員会が別に定める期日とする。

（承認基準）

第2 委員会指示の2の(3)のその他委員会が特に認める者とは、申請者自らがうみがめを採捕し、はく製等を販売して生計を立てているものに限る。

（承認証）

第3 委員会指示の5の承認証は、別記第2号様式によるものとする。

（承認の有効期間）

第4 採捕の承認の有効期間は、当該採捕の承認の日から当該採捕の承認の日の属する年度の末日までとする。

（うみがめの承認数）

第5 採捕の承認に係るうみがめの採捕の予定数の総数は、単年度ごとに委員会が別に定める数以下とする。

（承認内容の変更）

第6 採捕の承認を受けた者が、当該承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめうみがめ（の卵）採捕承認証書換え申請書（別記第3号様式）により、委員会に再交付を申請しなければならない。

（承認証の再交付）

第7 採捕の承認を受けた者は、うみがめ（の卵）採捕承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかにその理由を付してうみがめ（の卵）採捕承認証再交付申請書（別記第4号様式）により、委員会に再交付を申請しなければならない。

（報告書の提出）

第8 採捕の承認を受けた者は、有効期間の終了後又は承認を受けた採捕の予定数に到達後速やかにうみがめ（の卵）採捕報告書（別記第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

（要領の改正）

第9 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和11年3月31日限りでその効力を失う。

(別記第1号様式)

うみがめ (の卵) 採捕承認申請書	
令和 年 月 日	
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿	住 所
	氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-3号第2項の規定により、うみがめ (の卵) 採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。	
記	
1 採捕の目的	
2 採捕の区域	
3 採捕の期間	
4 採捕の予定数	アオウミガメ 亀, アカウミガメ 亀, タイマイ 亀
5 使用する船舶	
(1) 船 名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総 ト ン 数	
(4) 推進機関の種類及び馬力数	

注1) うみがめの卵の採捕の承認にあっては、「採捕予定数」は「〇〇個」と記載する。

注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第2号様式)

奄海委第 号	
うみがめ (の卵) 採捕承認証	
住 所	
氏 名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
1 採捕の区域	
2 採捕の期間	
3 採捕の亀数	アオウミガメ 亀, アカウミガメ 亀, タイマイ 亀 ^{*1}
4 使用する船舶	
(1) 船 名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総 ト ン 数	
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
5 有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
6 制限又は条件	
令和 年 月 日	奄美大島海区漁業調整委員会 会 長 ○ ○ ○ ○ 印

注1) *1は、うみがめの卵は除く。

注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第3号様式)

うみがめ（の卵）採捕承認証書換え申請書		
令和 年 月 日		
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
うみがめ（の卵）の採捕承認証の書換えを受けたいので、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領第6の規定により、下記のとおり申請します。		
記		
書換えを受けようとする項目	現在の記載内容	書換え後の記載内容

注1) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第4号様式)

うみがめ（の卵）採捕承認証再交付申請書		
令和 年 月 日		
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		
住 所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
うみがめ（の卵）採捕承認証を亡失（き損）したので、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領第7の規定により、下記のとおり再交付を申請します。		
記		
1	承認番号	
2	承認年月日	
3	亡失（き損）の理由	

注1) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

(別記第5号様式)

うみがめ(の卵)採捕報告書

令和 年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

承認番号
承認年月日

月	うみがめの種類			合 計	卵 数	備 考
	アオウミガメ	アカウミガメ	タイマイ			
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
計						

注1) 備考欄には、卵の種類が可能なものについては種名を記載。

注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。

うみがめ 委員会指示 新旧対照表

更新(案)	現行	備考
<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-3号</p> <p>奄美大島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次とおり指示する。</p> <p>令和8年 月 日</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真</p> <p>1～9 (省略)</p> <p>(指示の有効期間) 10 この指示の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。</p>	<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-3号</p> <p>奄美大島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次とおり指示する。</p> <p>令和5年3月10日</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真</p> <p>1～9 (省略)</p> <p>(指示の有効期間) 10 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。</p>	<p>改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会指示の期限到来に伴う指示更新 ・指示番号の改正 <p>・指示年月日の改正</p> <p>・有効期間の改正</p>

う み か め 承 認 取 扱 要 領 新 旧 対 照 表

更 新 (案)	現 行	備 考
<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-3号（以下「委員会指示」という。）に基づきうみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いは、委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。</p> <p>（第1～9 略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、令和11年3月31日限りでその効力を失う。</p>	<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-3号（以下「委員会指示」という。）に基づきうみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いは、委員会指示に定めるもののほか次によるものとする。</p> <p>（第1～9 略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、令和8年3月31日限りその効力を失う。</p>	<p>改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会指示を更新することに伴う改正 ・ 指示番号の改正 <p>・ 施行日及び効日の改正</p>

うみかめ 承認取扱要領 新旧対照表

更 新 (案)	現 行	備 考
<p>(別記第1号様式)</p> <p>うみかめ (の卵) 採捕承認申請書 令和 年 月 日</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会 長 殿 住所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第7-3号第2項の規定により、うみかめ (の卵) 採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1 採捕の目的 2 採捕の区域 3 採捕の期間 4 採捕の予定数 5 使用する船舶</p> <p>(1) 船 名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 (4) 推進機関の種類及び馬力数</p> <p>アオウミガメ 亀、アカウミガメ 亀、タイマイ 亀</p> <p>注1) うみかめの卵の採捕の承認にあっては、「採捕予定数」は「〇〇個」と記載する。 注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。</p> <p>(第2号様式～第5号様式 略)</p>	<p>(別記第1号様式)</p> <p>うみかめ (の卵) 採捕承認申請書 令和 年 月 日</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会 長 殿 住所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第4-3号第2項の規定により、うみかめ (の卵) 採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1 採捕の目的 2 採捕の区域 3 採捕の期間 4 採捕の予定数 5 使用する船舶</p> <p>(1) 船 名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 (4) 推進機関の種類及び馬力数</p> <p>アオウミガメ 亀、アカウミガメ 亀、タイマイ 亀</p> <p>注1) うみかめの卵の採捕の承認にあっては、「採捕予定数」は「〇〇個」と記載する。 注2) 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。</p> <p>(第2号様式～第5号様式 略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指示番号の改正

うみがめ採捕承認実績（奄美大島海区：H4～R7）

採捕期間	アオウミガメ		アカウミガメ		タイマイ		合 計	
	承認	実績	承認	実績	承認	実績	承認	実績
H 4. 5. 1～H 5. 3. 31	30	11	—	—	50	48	80	59
H 5. 4. 1～H 6. 3. 31	30	0	—	—	50	34	80	34
H 6. 4. 1～H 7. 3. 31	6	4	—	—	50	22	56	26
H 7. 4. 1～H 8. 3. 31	6	0	—	—	50	43	56	43
H 8. 4. 1～H 9. 3. 31	6	0	—	—	50	34	56	34
H 9. 4. 1～H10. 3. 31	6	6	—	—	50	40	56	46
H10. 4. 1～H11. 3. 31	6	5	—	—	50	32	56	37
H11. 4. 1～H12. 3. 31	6	3	—	—	50	49	56	52
H12. 4. 1～H13. 3. 31	6	6	—	—	50	50	56	56
H13. 4. 1～H14. 3. 31	6	3	—	—	50	42	56	45
H14. 4. 1～H15. 3. 31	6	4	—	—	50	44	56	48
H15. 4. 1～H16. 3. 31	6	5	—	—	50	48	56	53
H16. 4. 1～H17. 3. 31	6	4	—	—	50	45	56	49
H17. 4. 1～H18. 3. 31	6	3	—	—	50	41	56	44
H18. 4. 1～H19. 3. 31	6	4	—	—	50	41	56	45
H19. 4. 1～H20. 3. 31	6	4	—	—	50	46	56	50
H20. 4. 1～H21. 3. 31	6	3	—	—	50	33	56	36
H21. 4. 1～H22. 3. 31	6	4	—	—	50	34	56	38
H22. 4. 1～H23. 3. 31	6	3	—	—	50	31	56	34
H23. 4. 1～H24. 3. 31	6	4	—	—	50	26	56	30
H24. 4. 1～H25. 3. 31	6	3	—	—	50	19	56	22
H25. 4. 1～H26. 3. 31	6	4	—	—	50	23	56	27
H26. 4. 1～H27. 3. 31	6	3	—	—	50	20	56	23
H27. 4. 1～H28. 3. 31	6	2	—	—	50	15	56	17
H28. 4. 1～H29. 3. 31	6	3	—	—	50	9	56	12
H29. 4. 1～H30. 3. 31	6	1	—	—	50	4	56	5
H30. 4. 1～H31. 3. 31	3	1	—	—	25	3	28	4
H31. 4. 1～R 2. 3. 31	3	3	—	—	25	3	28	6
R 2. 4. 1～R 3. 3. 31	5	0	—	—	10	0	15	0
R 3. 4. 1～R 4. 3. 31	0	0	—	—	0	0	0	0
R 4. 4. 1～R 5. 3. 31	0	0	—	—	0	0	0	0
R 5. 4. 1～R 6. 3. 31	0	0	—	—	0	0	0	0
R 6. 4. 1～R 7. 3. 31	0	0	—	—	0	0	0	0

※ 奄美大島海区では令和3年度以降実績なし。

（参考：平成6年度に水産庁から本県に対し採捕枠として割り当てられた頭数）

種 類	頭 数
アオウミガメ	6頭
タイマイ	50頭
合 計	56頭

（各年度あたり）